平成２２年（フ）第１５２９３号
東京都目黒区上目黒３丁目37―８
破産者　松浦　健一
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６９２２号
大阪府豊中市利倉３丁目４番８号
破産者　日菱レンタル株式会社
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２０２号
東京都千代田区九段北２丁目３―25―1202
破産者　藤代摩里子
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１０７号
京都市伏見区久我西出町３番地の１
破産者　栄進染化株式会社
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０１５号
広島市西区井口２丁目19番42号
破産者　有限会社協栄リビング
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５８３号
広島県廿日市市河津原字中山95番地の１
破産者　株式会社ファクト
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６９４号
横浜市戸塚区舞岡町122番地36
破産者　有限会社スマイル
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５４号
静岡県浜松市南区大柳町172番地
破産者　有限会社オオバフォークリフト
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１０５３号
栃木県下野市祇園１丁目７番地26　シティパル祇園Ｂ棟101、開始決定時の住所埼玉県久喜市吉羽４丁目14番地２
破産者　田崎　　茂
1　決定年月日　平成23年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７９７号
大阪府岸和田市西之内町20番12号、開始決定時の住所大阪府岸和田市松風町10番47号、前住所大阪府岸和田市荒木町１丁目31番２号
破産者　山形　直道
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０７２号
北海道函館市桔梗５丁目39番４号、開始決定時の住所神戸市中央区海岸通４丁目１番７―405号
破産者　鷹取脳神経外科こと　松浦　伸樹
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１９１号
横浜市港南区港南３丁目20番17号　丸山アパート201号、申立時の住所横浜市磯子区森が丘２丁目８番７号
破産者　磯崎　達一
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３８１号
横浜市南区前里町４丁目101番地
破産者　小林　　悟
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８６１号
神奈川県茅ヶ崎市南湖４丁目14番22号
破産者　高島　　健
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９６２号
神奈川県秦野市南矢名890番地の５
破産者　関　　宏之
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２０２号
岐阜県海津市海津町駒ケ江128番地
破産者　山下　政通
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第２３４１号
京都府八幡市八幡山路15番地
破産者　西村　隆志
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９２号
奈良県桜井市大字芝1029―１
破産者　松浦眞佐人
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所